

インターネット外貨普通預金規定

1. 通帳発行の省略

- (1) この預金については通帳を発行いたしません。
- (2) この預金の入出金明細は、インターネットバンキングの「外貨普通預金の入出金明細照会」画面で照会できます。

2. 取扱日

この預金は、当行の営業日であっても外国為替市場が閉鎖しているときには取引ができないことがあります。

3. 取扱店

- (1) この預金の口座開設、預入れ、払戻しはインターネットバンキングでのみのお取扱いとし、当行の本支店窓口でのご利用は出来ません。
- (2) この預金の届出印はインターネットバンキング申込代表口座の届出印と同一とします。
- (3) この預金の口座開設時には契約締結時交付書面の交付を行いません。

4. 預入れ、払戻し

- (1) この預金の預入れ、払戻しおよび利息支払等にかかる一切の取引は「外国為替および外国貿易法」ならびに同法に基づく命令規則等（以下「外為法規」という）により取扱います。将来外為法規が変更された場合も同様とします。
- (2) この預金の通貨の種類は、当行所定の通貨の種類に限定します。また、この預金の預入れ、払戻しおよび利息支払等にかかる一切の取引は、すべて当行の所定の手続きにより取扱います。
- (3) この預金については、外国通貨現金または旅行小切手（トラベラーズチェック）での入出金は出来ません。
- (4) この預金の1取引あたりの入出金上限額は当行所定の金額（10万通貨単位）未満とします。
- (5) この預金を払戻すときは、インターネットバンキングにて事前にご登録された口座への振替により取扱います。
- (6) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

5. 変更、取消

- (1) この取引に関する取引日、金額、利率、適用為替相場等の取引条件についての変更は出来ません。
- (2) この取引を取消する場合は、当行所定の期限までに行ってください。
- (3) 前項にかかわらず、当行がやむをえないものと認めて変更または取消に応ずる場合には、これにより発生する一切の手数料、費用、損害金等は預金者が負担するものとします。

6. 適用外国為替相場

- (1) この預金の預入れまたは払出し・解約する際にこの預金と本邦通貨との換算を行う場合には、当行所定の外国為替相場により取扱います。

7. 利息

- (1) この預金の利息は、毎年2月と8月の第2金曜日の翌日に、当行所定の利率および計算方法によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢の変化によって変更します。

8. 手数料

- (1) 預金に関して行う取引の諸手数料、諸費用については、取引の都度、当行所定の利率により申受けます。
- (2) (1) の場合、当行の都合により、これらの手数料および費用を当行所定の為替相場により計算した当該外貨相当額を預金残高から当行において差引くことができるものとします。

9. 差引計算等

- (1) 当行に対し弁済期の到来した債務を負担しているときは、この預金の通貨種類、期日等のいかに関わらず、当行はこの預金をいつでも当行所定の方法により相殺または弁済に充当することができるものとします。
- (2) (1) の場合で、この預金と債務の通貨種類が異なるときには、この預金は相殺または弁済充当時における当行所定の外国為替相場により、円貨または当行に対する債務と同一種類の通貨に換算できるものとします。

10. 届出事項の変更等

- (1) 印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって申込代表口座開設店の窓口へ届出てください。この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 印章を失った場合の預金の払戻し、解約は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

11. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、家庭裁判所の審判により、預金者の補助人、保佐人、後見人について、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合にも、(1) および (2) と同様にお届けください。
- (4) (1) から (3) の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

い。

(5) (1) から (4) の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. 印鑑照合等

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

13. 譲渡、質入れの禁止

(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

14. 取引等の制限

(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) (1) の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) (1) および (2) に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引等の制限を解除します。

15. 解約等

(1) この預金口座の解約はインターネットバンキングでは取扱いできません。インターネットバンキングの申込代表口座通帳と届出の印鑑、本人確認資料を持参のうえ、申込代表口座開設店の窓口に出てください。

(2) 次の各号の一つでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により損害が生じたときは、その損害額を支払っていただくものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合。

- ②この預金の預金者が「13. 譲渡、質入れの禁止」に違反した場合。
- ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(3) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により損害が生じたときは、その損害額を支払っていただくものとします。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当したことが判明した場合、および次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(4) この預金が、一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより

この預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

- (5) 前項により、この預金口座を解約する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。また、この預金口座が解約され残高がある場合、またこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、インターネットバンキングの申込代表口座通帳と届出の印章を持参のうえ、申込代表口座開設店の窓口に出してください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

16. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を送付した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

17. 保険事項発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、また当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ②前項の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
- ③①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当行の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18. 規定等の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

19. 準拠法、裁判管轄権

- (1) この預金取引の契約準拠法は日本法とし、日本における外為法規が適用されます。
- (2) この預金取引に関する訴訟については、当行本店または申込代表口座開設店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

(2020 年 4 月現在)